) 原判決中控訴人両名に関する部分を取消す。 被控訴人が控訴人両名の昭和四五年一二月二 一日付東京都反軍平和条例制定請求代 表者証明書交付申請に対し、昭和四六年一月七日付四五総総文収第四二四号をもつ てなした代表者証明書交付拒否処分はこれを取消す。

訴訟費用は第一、二審とも被控訴人の負担とする。

控訴人らは主文と同旨の判決を求め、被控訴代理人は控訴棄却の判決を求めた。 (証拠省略)

理由

一 控訴人両名および原審相原告A、同B、同C、同D(以下「本件条例制定請求 代表者」という。)が昭和四五年一二月二一日、法(地方自治法)第七四条、令 (同法施行令) 第九一条の規定に基づき被控訴人に対し条例制定請求代表者証明書 (以下「代表者証明書」という。)の交付申請をしたところ、被控訴人が昭和四六年一月七日付四五総総文収第四二四号をもつて条例制定事項に該当しないとの理由により右代表者証明書の交付を拒否したことは当事者間に争いがなく、本件条例制 定請求代表者がいずれも右代表者証明書の交付申請当時、東京都において法第七四 条第一項、第四項に定める選挙権を有する者であつたことは弁論の全趣旨に照らし て明らかである。

よつて、進んで被控訴人の右拒否処分の適否につき検討する。

令第九一条によると、住民の条例制定請求の前提手続として請求代表者は 長に対し代表者証明書の交付を申請すべきものとされ、当該請求代表者が選挙人名簿に記載されていることの確認を選挙管理委員会から得たときは、長は請求代表者 に対し代表者証明書を交付しなければならないものとされているが、右代表者証明 書の交付申請の段階で長が当該条例案の内容を事前審査して代表者証明書の交付を 拒否できることについては、わが法制上なんらの規定も存しない。 ところで令第九一条が条例制定請求の権利行使の前提手続として、 が長に対し代表者証明書の交付を申請すべきものとしたのは、当該地方公共団体の議会の議員および長の選挙権を有する者でなければ条例制定請求ができない(法第 七四条第一項)ところから、あらかじめ請求の前提手続の段階で請求代表者の資格 同資格をめぐる後日の無用の紛争を避けるとともに爾後の手続の明確を 期する趣旨に出たに他ならないのであつて、代表者証明書の交付申請の段階におい て長が当該条例案の内容を事前審査し、その判断により住民の条例制定請求の途を 杜絶するようなことは全く法の予想しないところであるといわなければならない。 もつとも、令第九一条第一項によると、代表者証明書の交付を申請するには請求の 要旨その他必要事項を記載した条例制定請求書を添えるものとし、令第九八条の三 に基づく施行規則第九条の別紙様式によれば、右請求書には当該請求にかかる条例 案を添付すべきものとされているが、右の段階でこのような取扱いをする趣旨は、 代表者証明書交付の後に開始されるべき手続事務の利便に資するためであつて、代 表者証明書の交付申請の段階で長に当該条例案の内容の事前審査をなさしめる趣旨

に出たものではないと解すべきである。 さらに、これを条例制定請求制度の趣旨に照らして考えてみても、以下に 述べるように、長が代表者証明書の交付申請の段階において条例案の内容の事前審 査をする根拠はないものといわなければならない。

すなわち、地方自治のあり方における住民自治の要請に基づき、地方住民は原則的 には地方公共団体の議会の議員および長の選挙を通じて間接的に地方自治に参与す るものとされているが、間接参政制度に伴う弊害を是正する手段として別に住民に は条例の制定等に関し直接的にその意思を表明する権利が与えられているのであ る。地方公共団体の議会の議員又は長は住民の選挙により住民の意思を反映して選 出されたものであるとはいえ、実際には必ずしもすべての住民の意思をそのまま地方自治に反映しつくすことはとうてい期し難いところであり、ここに議員又は長と政治的、社会的、経済的その他の点において見解を同じくしない住民による条例制 定請求権行使の必要が是認されるのである。もし条例制定請求手続の前哨手続に過 ぎない代表者証明書交付申請の段階において、長に条例案の内容の事前審査を許す ものとすれば、長が反対見解に立つ限り、ややもすれば住民の条例制定請求の権利 の行使が右の前哨段階において事前に阻止され爾後の手続が阻害されるおそれがあ

(三) 右に対し被控訴人は、「条例案が条例に規定し得ない事項又は条例制定請 求をなし得ない事項に関することが一見極めて明白で且つ条例としての同一性を失わせない範囲で修正を加える可能性がなく、条例制定請求制度を利用させるに値しないと認められる場合には、代表者証明書交付の申請を受けた長は当該申請を拒否できるものというべきところ、本件条例案は現行の法令の規定又はその趣旨に反することが一見極めて明白であるから本件拒否処分には違法のかどはない。」旨主張する。

そこで按ずるに、原則的にはさきに説示したとおりであるけれども、条例案を一見しただけで条例で規定し得ない事項又は条例制定請求をなし得ない事項合にも事項とが、何人にも論議の余地すらない程に極めて明白であるら、代表も明書の交付申請の段階において、例外的に、爾後の手続の進行を阻止こ書所といる場合とは法第七四条第一項というに表ものであるとか、憲法改正手続を定めるものであるとが常であるというに法定されている場合とは、ともする断定を下し、というできて、というできて、「一見極めている場合を除いては、を明明を記されている場合を除いては、長において「一見極めて明白」とは、表別である。

には裁判所に出訴することもできる(法第一七六条第七項)のである。 現行法令がかように緻密な諸手続を定めている所以のものは、直接参政権として住 民に与えられた条例制定請求権のようなものの取扱いはあくまでも慎重を期し、一 片の形式審査に流れることのないよう意図せられたものであつて、したがつて条例 制定請求の前哨手続に過ぎない代表者証明書の交付申請の段階において長に条例案 の内容の事前審査を許すようなことはおよそ法の予想しないところであり、されば こそわが法制上この点に関する法令の規定はなんら存しないのである。さようなわ けで、もし手続の実際面において重大な不都合をきたすことが避けられないのであ れば、関係法令に所要の改正を加えて改善をはかるのが相当であつて(かつて、地 方税の賦課徴収に関する住民の条例改廃の請求の実情にかんがみ、地方公共団体の財政的基礎を危うくするおそれのあることを理由として、昭和二三年法律第一七九号をもつて法第七四条第一項に「(地方税の賦課徴収並びに分担金、使用料及び手 数料の徴収に関するものを除く。)」旨の制限が加えられたほか、その後において も必要に応じ関係法令の改正がなされてきたことは当裁判所に顕著なところであ 、本来、請求代表者が選挙人名簿に登載された者であるかどうかを選挙管理 委員会に確認を求めてその確認があったときは証明書を交付するといういわば単純 な事務に過ぎない筈の代表者証明書の交付申請の手続段階においては、さきにも述 べたように条例案を一見しただけで条例で規定し得ない事項又は条例制定請求をな し得ない事項であることが、何人にも論議の余地すらない程度に極めて明白であつ て、爾後の法定の手続を進めることが全く無意義であると認められるような特別な 例外的場合のほかは、たとえ長の見解によれば条例事項にあたらないと考える場合 でも、その段階で代表者証明書の交付を拒絶して住民の条例制定請求の権利の行使 を阻止することは現行法上許されないものというべきである。

いま本件代表者証明書の交付申請書に添付された条例案(当審証人Eの証言によると、控訴人らはさきに昭和四五年一一月一〇日、同年同月一七日の二回にわたり立

川市長に対し同種の条例制定請求をしたが、本件の場合においては前二回のそれと 異なり、自衛隊と憲法との関係等をめぐる論争を避けて条例案から自衛隊の字句を 削除したほか、必要な修正を加えて本件代表者証明書の交付申請に及んだ事情をう かがうことができる。)を見るに、右は控訴人らのいう武力集団なるものの存立な いし消滅に関する事項を直接規定しようとするものではなく、地方公共団体が所有 権又は管理権を有する建造物、上下水道、道路その他公共の施設とその職員の管 理、規制に関する事項の条例制定請求をしようとするにあることが認められるので あつて、一見して条例で規定し得ない事項又は条例制定請求をなし得ない事項に該 当することが何人にも論議の余地のない程度に極めて明白であると断定するわけに はいかない。

(四) してみると、長としては請求代表者から代表者証明書の交付の申請を受けたときに、令第九一条第二項の規定にしたがい直ちに選挙管理委員会に対し請求代表者が選挙人名簿に登録された者かどうかの確認を求め、その確認があつたときは代表者証明書を交付しなければならなかつたのに、被控訴人が長として本件代表者証明書の交付を拒否したことは令第九一条の規定に反する違法があるものというべきであるから、本件代表者証明書の交付拒否処分中本件控訴にかかる控訴人両名に関する部分は取消されるべきものである。

二 よつて、原判決中控訴人両名の請求を棄却した部分を不当として取消したうえ、本件代表者証明書の交付拒否処分中控訴人両名に関する部分を取消すこととし、訴訟費用の負担につき民事訴訟法第九六条、第八九条を適用して主文のとおり判決する。

(裁判官 古山 宏 青山 達 小谷卓男)